

令和3年10月1日

シェアリングエコノミーに係る啓発用パンフレット（改訂版）の公表について

消費者庁では、シェアリングエコノミーのサービスを安全・安心に利用していただくためのポイントを解説したパンフレット「共創社会の歩き方 シェアリングエコノミー」(令和元年11月公表)を改訂した「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー利用ガイドブック」を公表しました。

社会のデジタル化や新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」に対する意識の高まりにより、消費生活は大きく変化しています。シェアリングエコノミーも、経済社会のデジタル化に伴い急速に拡大しつつあるサービスの形の一つです。

シェアサービスが生活に浸透し、トラブルへの備えも重要になってくる中、改訂版のパンフレットでは、トラブルの未然防止策の内容を充実させるとともに、安全・安心な利用に向けた官民の取組などコラムで紹介しています。

シェアリングエコノミーに興味のある方、シェアリングエコノミーをこれから利用しようとしている方、そしてもっと便利に活用していきたい方など、幅広い消費者の皆様の参考となるよう、消費者庁ウェブサイトにおいて公表するほか、今後全国の消費生活センター等に配布する予定です。



A4 サイズ 全 24 ページ

3-4 移動のシェア（相乗り）

購入者／提供者の声

車の運転免許を持っていないのですが、公共交通機関では行けない場所に遊びに行きました。

同じ目的地、趣味の人と相乗り、ガソリン代や高速料金の節約になりました。

トラブルの可能性

待ち合わせ場所に迷わない
迷路マニアってどうしない?
予定地に迷い出された

実際にあった相乗り事例

車の相乗りアプリで同乗者を募り、自分は車の運転手で乗客を運ぶことにならうと都内を移動したり、目的以外でされると言ったり、運転の問題が多かった。

トラブルの未然防止策

相乗り 提供者 にできること

事前の相談・確認・連絡を！

ドライブのスタイルや荷物の量、運転中のルール（運営や飲食の可否）について、事前に運転・運営をしましょう。また、目的地に合わせて運転に慣れていない場合は、専門的に運転をしましょう。

その車「タクシー」はなにか？

自家用車やタクシーカーを使って、市町村などに有料（料金や飲食料金）で送迎する人を乗せるタクシードライバー（運転手）です。法律上では「タクシードライバー」ですが、一般的には「タクシードライバー」といわれています。タクシードライバーは運送業者による運送料を超過する報酬を受け支払います。運賃は運送料の2倍以上になります。

3 サービス別の目標

【本パンフレットの3つの特徴】

1. シェアリングエコノミーの概念やサービスの分類を紹介しています。
 2. 利用前に気を付けておきたいことなどを紹介しています。
 3. サービス別に「実際にあった相談事例」や「トラブルの未然防止策」などを紹介しています。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁新未来創造戦略本部 担当者：森、岡本、丸山

電 話：088-600-0008、0033、0070（直通）

088-600-0000 (代表)

F A X : 088-622-6171